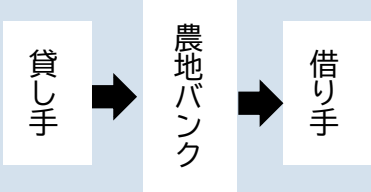
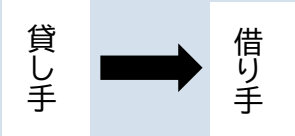


農地の貸し借りの手続きについて

法の改正により、農地の貸し借りの手続きのひとつである利用権設定等促進事業が、令和7年2月14日（金曜日）の受付をもって終了しました。

今後、農地の貸し借りをされる場合は、農地中間管理事業もしくは、農地法第3条での手続きのいずれかになります。



	農地中間管理事業 (農地中間管理事業の推進に関する法律)	農地法第3条
契約の流れ	・農地バンクを通じた契約 ・農用地利用集積等促進計画を作成 	・相対契約 ・農業委員会の許可が必要 
貸借期間	原則10年以上	50年以内
貸借期間満了後	自動的に貸し手に戻る (両者の合意により更新または再契約は必要)	解約をしない限り自動的に更新
手続きにかかる期間	4～5ヶ月 ※地域計画を作成している区域の方が、事務がスムーズに進む場合があります。	1～2ヶ月
必要書類	・位置図 ・その他必要書類 	・農地法第3条許可申請書 ・登記事項証明（土地登記簿） ・地籍図 ・固定資産税名寄帳 ・位置図 ・その他必要書類
受付期間	随時	随時 (原則毎月8日×) ※8日が土日祝の場合、直前の開庁日が×
問い合わせ先	地域振興部産業創造課 0794-63-1928	農業委員会事務局 0794-63-2266